

【 深谷市ブロック塀撤去等補助申請の流れ 】

1. 交付申請書（着工前に申請。受付は2月末日まで）

【補助対象となる塀等のチェックリスト】

- 深谷市内にあり、道路法の道路、建築基準法の道路等に面している。
- コンクリートブロックの塀又は組積造の塀。（以下「ブロック塀等」。）
- 高さ1.2mを超えるブロック塀等で、地震により倒壊するおそれのあるもの。
- 工事業者は、市内に本店、支店又は営業所を有している。
- 深谷市住宅耐震診断補助制度、木造住宅耐震化補助制度を利用していない。

【補助を受けられる方】

- 危険なブロック塀等の存する土地の所有者又は管理者
- 市税を滞納していない者

<補助対象とならない例>

- ・ 塀の高さを低くする部分撤去
 - ・ 控壁の設置工事
 - ・ 隣地との境にあるブロック塀等の撤去
 - ・ 既存の基礎にブロック等を積む工事
- （※詳しくは建築住宅課へお問い合わせ下さい。）



2. 適合通知（市から申請者へ） ※申請から10日程度



3. 工事着工



4. 工事完了



5. 完了報告書の提出（3月末日までに、深谷市役所 建築住宅課へ。）



6. 交付決定通知書（市から申請者へ）



7. 請求書の提出・入金